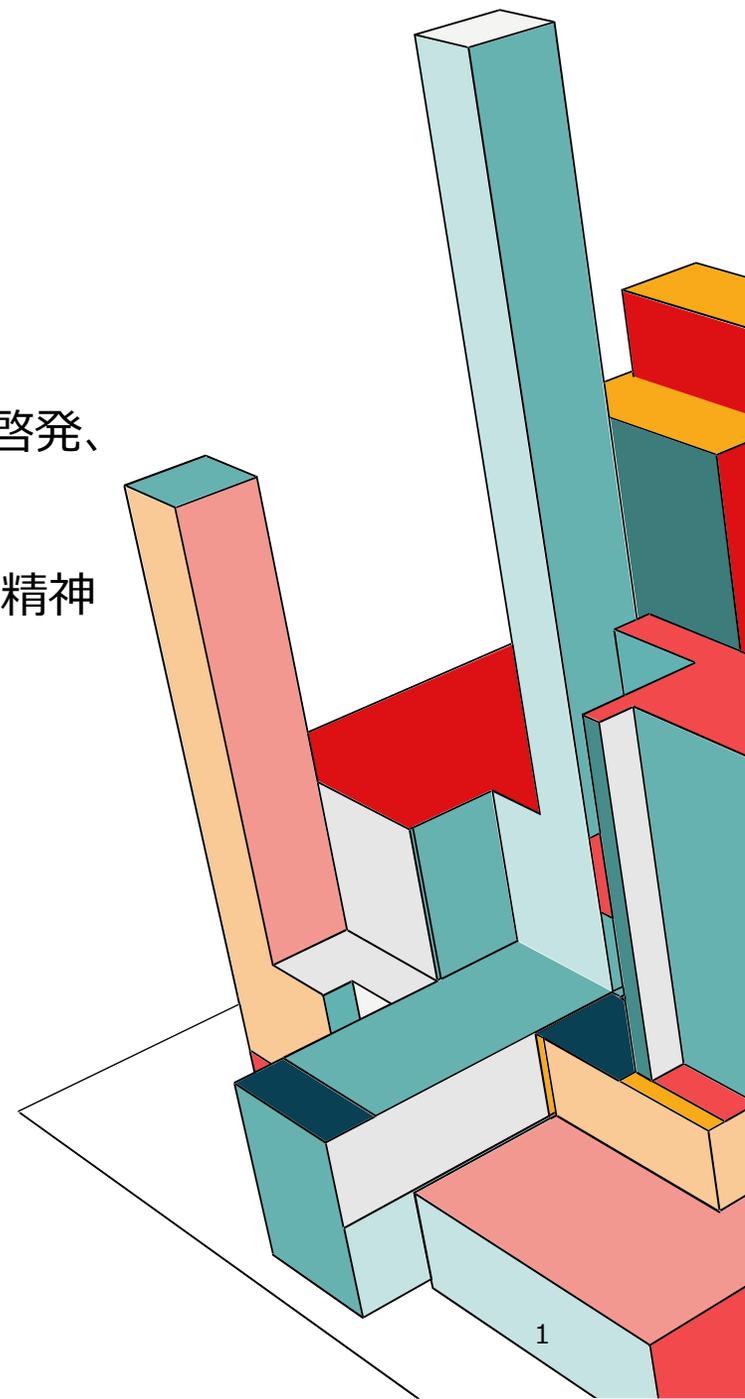


公的機関

保健所（センター）：精神保健に関する相談、訪問指導、保健所デイケア、普及啓発、研修、受診援助など

* 障害者手帳、自立支援医療、障害福祉サービスの窓口は松山市保健センターの精神保健担当

心と体の健康センター：精神保健に関する相談、普及啓発、外来



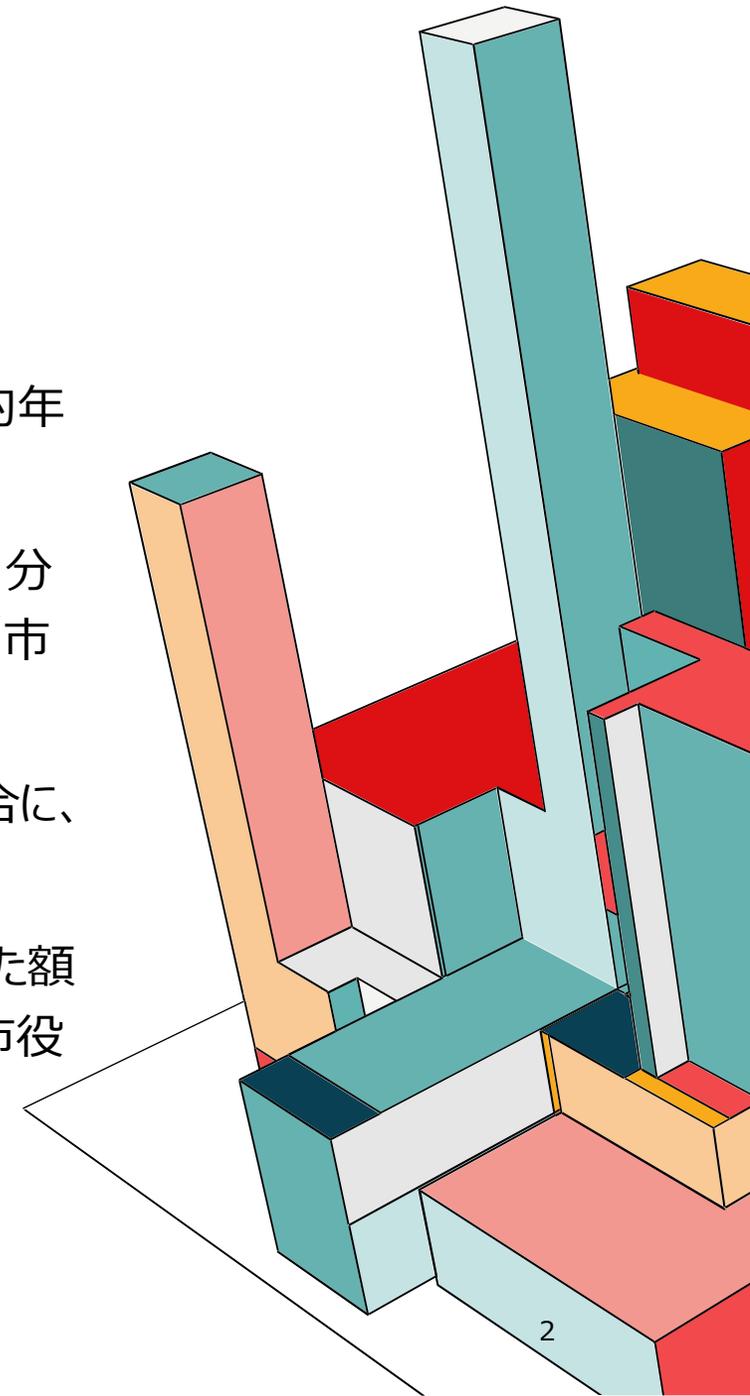
経済

障害年金：傷病によって、一定程度の障害の状態になった者に対して支給される公的年金（まずは主治医に相談、市役所の国保・年金課または年金事務所）

生活保護：高齢・疾病・障がい等様々な要因で収入がなくなったり減少したりして、自分や家族の力では最低限度の生活を営むことが出来なくなった時に生活を援助する制（市役所の福祉事務所）

自立支援医療（精神通院）：精神障害を持ち、継続的に通院する必要がある場合に、公費によって医療費の補助を受けることが出来る制度（病院・クリニックの窓口）

高額医療：公的医療保険における制度の一つで、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、月額で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度（病院窓口、市役所の国保・年金課）

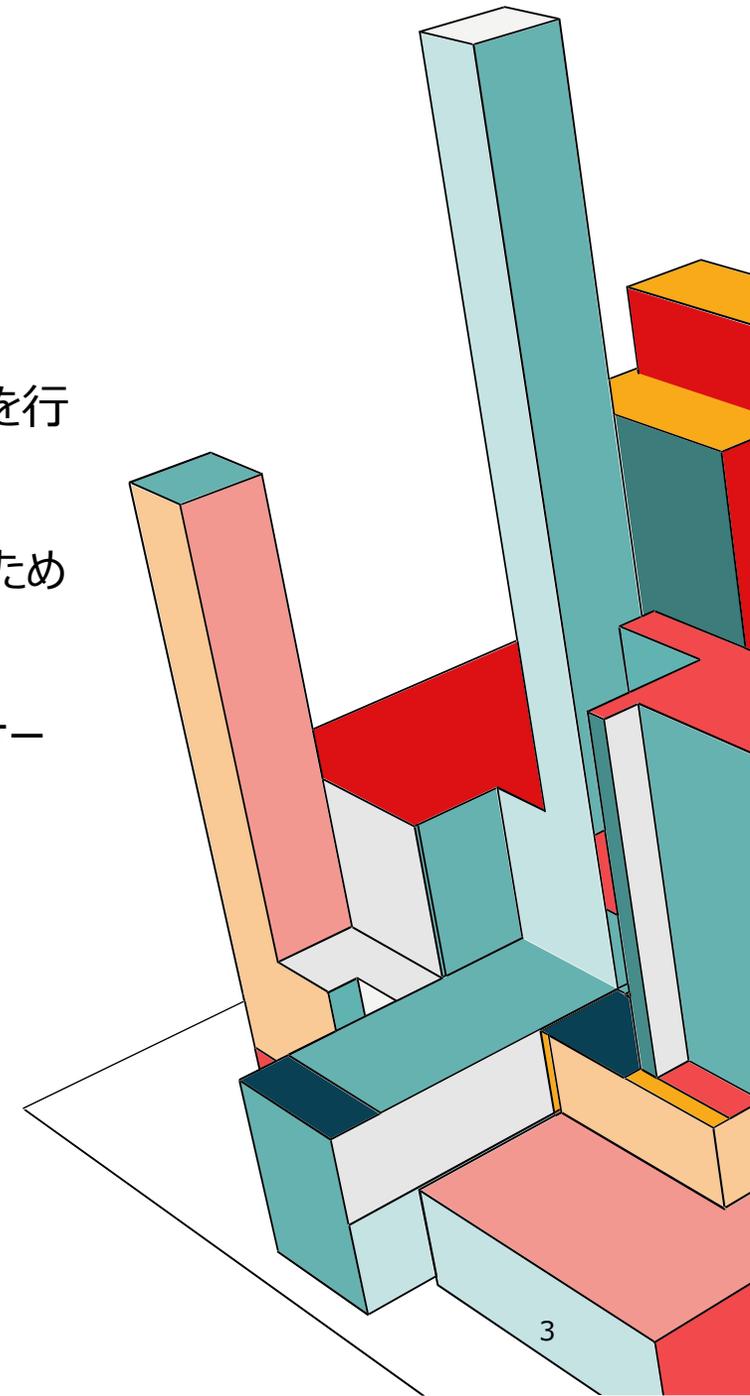


住居

グループホーム（共同生活援助）：世話人が食事や相談等の日常生活上の援助を行う共同生活住居

生活保護救護施設：生活保護法に基づき、身体上または精神上著しい障害があるため日常生活を営むことが困難な要保護者の生活扶助を行う

介護型高齢者向け施設：特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）など

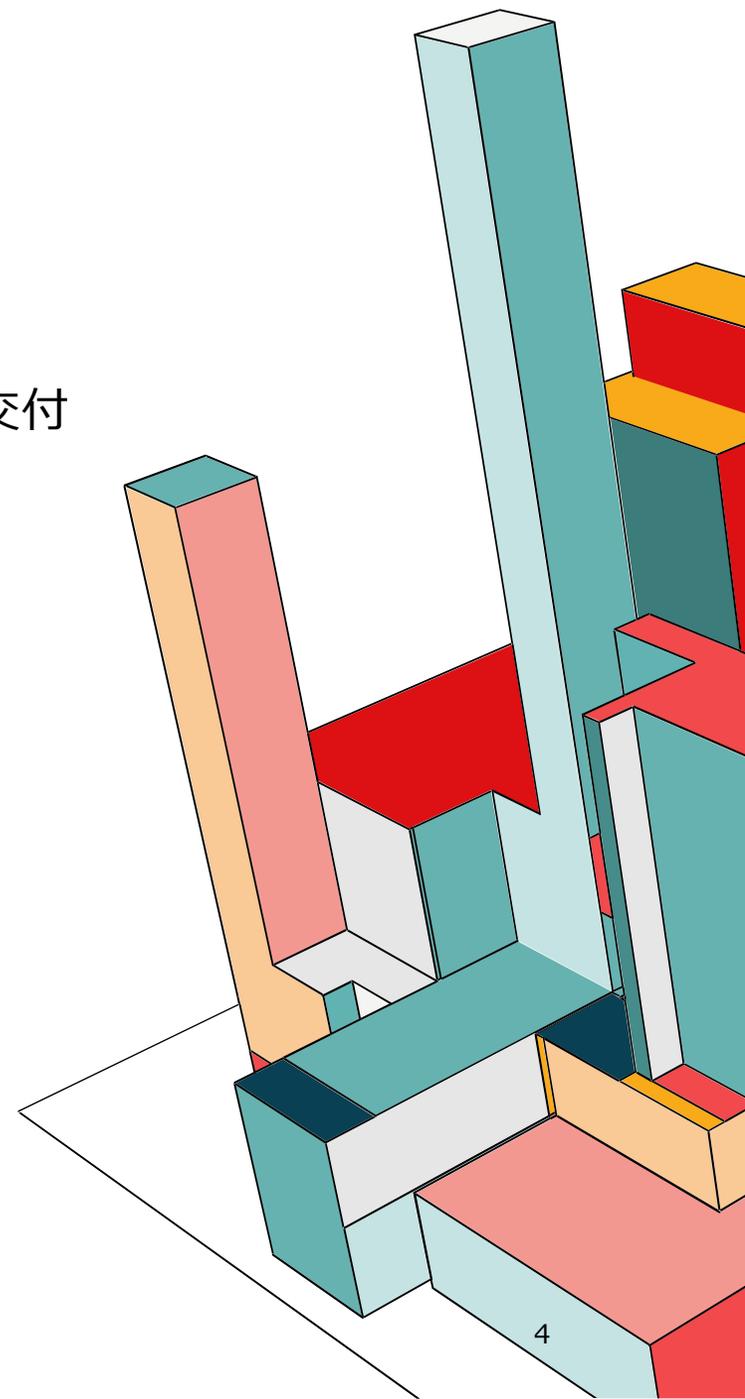


手帳

精神障害者保健福祉手帳：精神疾患が主であるとき、福祉サービスを受けるために交付される手帳

療育手帳：知的発達症が主であるとき、福祉サービスを受けるために交付される手帳

※両方の手帳を取得することも可能です。



リハビリ・訓練・就労

デイケア：主に外来患者を対象として、レクリエーションや作業療法、ミーティングなどを行う

就労継続支援A型：企業などで就労することが困難な障害者に、雇用契約に基づく就労の機会を提供する、就労継続支援事業。事業所での作業を通じて、知識・能力の向上を図り、一般就労に向けた支援を行う。

就労継続支援B型：企業などで就労することが困難な障害者に、雇用契約を結ばずに就労の機会を提供する、就労継続支援事業。年齢や体力面で一般就労が難しい人などが対象。

就労移行支援：企業などへの一般就労を希望する人に対して、事業所内での作業訓練や、企業等での職場実習、就職後の職場定着支援などを行う。

※難易度順に一つずつ段階を踏んだ例：退院→デイケア→就労継続支援B型→就労継続支援A型→一般企業（障害者枠か、一般枠、アルバイト）

